

① 福祉に関する相談

1. 福祉事務所

障がいのある方についてのいろいろな相談を受けたり、必要な援助などを行う窓口です。
たとえば、福祉サービスや補装具などの相談を受けています。

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 市役所1階 16番窓口 障がい福祉課
TEL 74-1111 内線 7260・7270
FAX 74-1600

2. 生活支援センターかざぐるま

知的障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、
地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0256 生駒市本町9-12 シルクハイツ高木201
TEL 75-1460
FAX 75-1462

3. 生活支援センターあけび

身体障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、
地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0221 生駒市さつき台2丁目6-1 福祉センター内
TEL 71-6117
FAX 71-6127

4. 生活支援センターコスモールいこま

精神障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、
地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0256 生駒市本町7-14 ブルームビル1階
TEL 73-7000
FAX 73-7660

5. 生活支援センターあすなろ

幼児・学童期の発達気になる子ども・障がい児とその家族に対して、通所や福祉サービス等
の情報提供や利用調整、幼稚園・保育園・学校等や福祉施設との連絡調整など、様々な相談を受
けています。

〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘12-3 総合支援センターあずさ内
TEL 75-0525
FAX 75-0531

6. 発達障害者支援センターでいあー

発達障がいのある児童（者）とその家族に対して、総合的な相談を受けています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 0744-32-8760

FAX 0744-32-8761

7. なら西和障害者就業・生活支援センターライク

障がいや難病のある方が安心して働く、働き続けるための相談・支援を行います。ご本人・ご家族・事業者等からの相談を受け、関係機関と連携して就業生活のサポートをしています。

〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2

TEL 0743-85-7702

FAX 0743-85-7703

8. 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障がい者に対する支援を総合的に行う拠点として、本人やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行い、関係機関との連携を図りながらニーズに合った支援を行います。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 0744-32-0205

FAX 0744-32-0205

9. こどもサポートセンターゆう

18歳に達するまでのお子さんの家庭での心配ごとについて、専門の相談員（家庭相談員）が相談に応じます。

〒630-0257 生駒市元町1丁目6-12 セイセイビル3階

TEL 0743-73-1003（相談ダイヤル）

0743-73-1005（代表）

FAX 0743-73-5583

10. 奈良県中央こども家庭相談センター

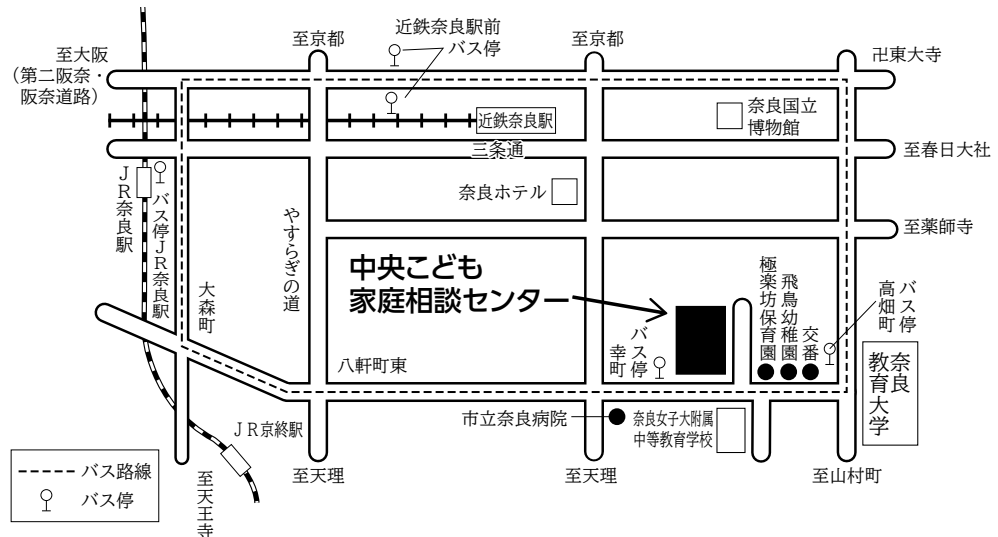
18歳未満の児童のあらゆる問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が相談に応じ、適切な判定、指導を行っています。特に専門的な分野で総合的な判定を行い、必要な措置や施設入所手続などを行っています。

〒630-8306 奈良市紀寺町833

TEL 0742-26-3788

FAX 0742-26-5651

〈案内図〉



(アクセス) 近鉄奈良駅下車、市内循環バス(外回り)にて15分、幸町バス停下車徒歩1分
JR奈良駅下車、市内循環バス(内回り)にて15分、幸町バス停前

11. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

更生相談所では、医師・ケースワーカー・心理判定員等の職員が福祉事務所など関係機関との連携をとりながら専門的な立場から総合的に障がい者の更生相談や医学的判定などを行っています。

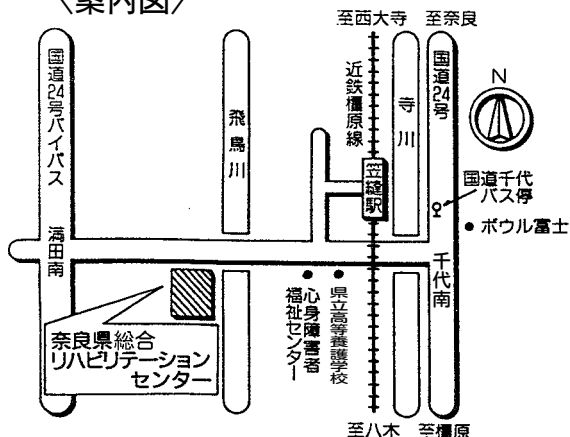
〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

TEL 0744-32-0200 (内線116)

0744-32-0210 (直通)

FAX 0744-32-0650

〈案内図〉



(アクセス)

- ・近鉄笠縫駅……………1.3km (徒歩約20分)
- ・近鉄田原本駅……………タクシー (約10分)
- ・近鉄八木駅……………タクシー (約15分)
- ↳ リハビリテーションセンター行バス (約15分)

12. 郡山保健所

精神疾患、アルコール依存症、認知症などの保健福祉に関して専任の精神保健福祉相談員、保健師などが相談に応じ、必要があれば自宅への訪問指導を実施しています。

また、難病、特定疾患の方の総合的な窓口になります。

〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 (県郡山総合庁舎内)

TEL 0743-51-0197 (精神保健難病係)

FAX 0743-52-6095

13. 社会福祉協議会

地域住民が主体となり、関係機関・団体と連携をはかりながら、地域福祉を推進しています。

また、ボランティア活動や福祉サービスを通じて障がい者の社会参加のための助力活動を行っています。

協議会名	所在地	電話・FAX
奈良県社会福祉協議会	〒634 橿原市大久保町320-11 -0061 奈良県社会福祉総合センター内	TEL 0744-29-0100 FAX 0744-29-0101
生駒市社会福祉協議会	〒630 生駒市元町1丁目6番12号 -0257 生駒セイセイビル4F	TEL 0743-75-0234 FAX 0743-73-0533

※市内で活躍されているボランティアグループは54～57ページに掲載しています。

14. 民生委員・児童委員

社会福祉の増進のため、民間の協力者として、地域社会の障がい者や児童・老人・生活に困っている方の相談に応じるとともに、福祉事務所などの関係機関の業務に協力していただいています。

なお、皆さんの近くの地域の民生委員・児童委員については福祉政策課または生駒市社会福祉協議会にお問い合わせください。

15. 相談員

(1) 身体障がい者相談員

身体障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導を行い、市福祉事務所など関係機関と連携をとって地域福祉の増進に努めています。

生駒市内の身体障がい者相談員 (敬称略・順不同)

(令和4年9月現在)

氏名	ふりがな	住所	電話・FAX	備考
世良 桂子	せら けいこ	生駒市鹿ノ台北3-12-12	TEL 79-9740	肢体
峰 幸代	みね さちよ	生駒市門前町14-13	TEL 73-4831	肢体
森田 富廣	もりた とみひろ	生駒市東新町3-9-701	TEL 090-2358-3339	視覚
松本 眞砂子	まつもと まさこ	生駒市東旭ヶ丘10-12	FAX 75-2349	聴覚
田中 菊江	たなか きくえ	生駒市萩原町1-13	TEL 76-6603	肢体
角谷 景子	かどや けいこ	生駒市俵口町1043	FAX 74-1363	聴覚(手話)
小玉 謙一	こだま けんいち	生駒市喜里が丘3-11-21	TEL 74-9565	じん臓

(2) 知的障がい者相談員

知的障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導を行い、市福祉事務所など関係機関と連携をとって地域福祉の増進に努めています。

生駒市内の知的障がい者相談員 (敬称略・順不同) (令和4年9月現在)

氏名	ふりがな	住所	電話
安田 まゆみ	やすだ まゆみ	生駒市ひかりが丘2-11-14	TEL 79-3608
窪田 とき子	くぼた ときこ	生駒市萩の台3-8-30	TEL 76-6532
川端 美容子	かわばた みよこ	生駒市西菜畑町1509	TEL 73-3846
富上 美智代	とかみ みちよ	生駒市東菜畑2-866-16	TEL 75-7116

16. 障害者110番 (窓口) 一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

障がい者とその家族を対象に、生命・身体、仕事や家庭での悩みごと、財産・金銭問題など、障がい者のいろいろな相談に応じます。

〔奈良県障害者110番ホットラインほほえみ〕 TEL・FAX 0744-29-0159

◎電話相談・面接相談

- ・毎週月曜日～金曜日の午前10時～午後3時
※時間外は留守番電話、FAXをご利用ください。
- ・相談無料・秘密は厳守します。

17. 児童家庭支援センター

18歳未満の子どもとその家族の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

名称	所在地	電話・FAX	メールアドレス
児童家庭支援センター てんり	〒632-0018 天理市別所町715-3	TEL 0743-63-8162 FAX 0743-68-1721	tenri@sand.ocn.ne.jp
児童家庭支援センター あすか	〒633-0053 桜井市谷265-4	TEL 0744-44-5800 FAX 0744-44-5811	asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp

18. 奈良県障害者権利擁護センター・生駒市障害者虐待防止センター

家庭や、障害福祉サービス事業所、職場等での障がい者虐待についての通報、届出、相談に応じています。

	所在地	相談時間
奈良県障害者権利 擁護センター (奈良県障害福祉課内)	TEL 0742-27-8516 (専用ダイヤル) 0742-22-1001 (夜間・土日祝日) (県庁夜間休日代表電話) FAX 0742-22-1814 (県庁障害福祉課FAX) メール 奈良県障害福祉課HP内お問い合わせフォームへ	※平日8時30分～17時15分 ※夜間・土日祝日は県庁夜間休日代表電話にご連絡下さい。折り返し担当者からご連絡します。 ※FAX、メールの確認は、平日の8時30分～17時15分になります。
生駒市障害者虐待 防止センター (障がい福祉課内)	TEL 74-1111 FAX 74-1600 メール syougai@city.ikoma.lg.jp	※平日8時30分～17時15分 ※夜間・休日は市役所の代表電話にご連絡ください。折り返し担当者からご連絡します。 ※FAX・メールの確認は平日の8時30分～17時15分になります。

19. 生駒市権利擁護支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるように、権利擁護・成年後見制度に関する相談、日常の金銭管理の相談支援をします。また、地域のみなさまに権利擁護支援サポーター養成講座、権利擁護に関するセミナーなどを実施します。

センター職員（社会福祉士）による相談のほか、弁護士、司法書士による相談会もあります。
（要予約）

〒630-0221 生駒市さつき台2丁目6-1 生駒市福祉センター内

TEL 0743-73-0780

FAX 0743-73-0294

20. 生駒市くらしとしごと支援センター

暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱えた方々の課題を整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けて支援を行います。収入や生活費、公共料金の滞納などの家計改善への支援や、長期失業やひきこもり、ニートの方への就労支援、また、複合的な課題により制度の狭間で支援を受けられなかった方への生活や就労に関する相談に対応しています。

〒630-0258 生駒市元町1丁目6番12号

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

TEL 0120-883-132（フリーダイヤル）

FAX 0743-73-0533

メール i-kurashi@kcn.jp

21. 生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）

不登校、ニート、ひきこもり等社会生活上様々な困難を抱える方を支援するための総合的な相談を受けています。専門の相談員が、問題解決に向けて面談、情報提供など必要な支援を実施します。ご本人だけでなく、ご家族などからの相談も可能です。

〒630-0245 生駒市北新町12-32 教育支援施設2階

火曜日・木曜日～日曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

面談（1名50分・予約制）

※オンライン相談や電話相談も行っています（相談料は無料）

TEL 0743-74-7100

H P <https://youthnetikoma.com/>

22. 見え方で困っている方の相談・支援窓口

目に障がいがあるために困っていることや、社会で自立していくための生活訓練の方法について、本人だけでなく、家族、学校の先生など、どなたからでも相談を受け付けます。

盲学校への入学、鍼灸マッサージの資格や卒業後の進路等の相談にも応じます。

成人の方も本校の対象です。

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町222-1

奈良県立盲学校 視覚支援室

TEL 0743-56-3171

FAX 0743-56-9148

メール info037@nps.ed.jp

23. 奈良県聴覚障害者支援センター

聴覚障害(ろう、中途失聴・難聴、盲ろう)者ご本人やその家族、学校、雇用主からの聞こえに関するさまざまな相談を受けています。関係機関との連携を図りながら、支援を行います。電話や面接のほか、公式LINEからの相談もできます。

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター4階

月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)9時～17時

TEL 0744-21-7880

FAX 0744-21-7888

HP <https://nds-center.nara.jp/>

24. 奈良県重症心身障害児者支援センター

在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう相談に応じます。心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・保健その他の関係機関と連携・調整します。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722番地 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 080-7042-9539

メール nara.jushin.c@gmail.com

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～17時

来所相談は要予約

2 手帳の交付

1. 身体障害者手帳

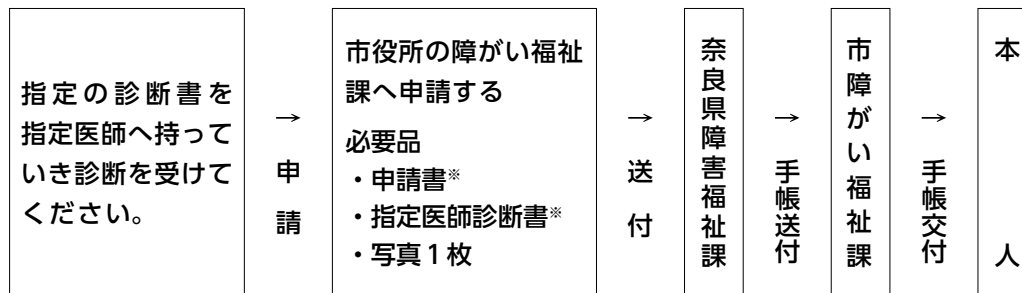
(窓口) 障がい福祉課

身体に障がいのある方が様々な援助を受けるためには、まず身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

対象となる障がいの種類は、①視覚、②聴覚・平衡機能、③音声・言語・そしゃく機能、④肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）で、その程度により1級～6級に区分されています。

なお、身体障害者手帳の交付に関する診断は、指定医師でないとできませんので、障がい福祉課におたずねください。また、申請する際には、本人の写真（横3cm・縦4cm、上半身、1年以内に撮影したもの、パラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可）が必要です。申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

[交付申請の流れ]



※申請書、指定の診断書は市役所の障がい福祉課にあります。

① 新規交付

必需品……………指定の診断書（6か月以内のもの）・写真（横3cm・縦4cm）1枚

② 等級変更・障害名追加による再交付

障がい程度が変わったり、他の障がいが出た場合には再交付の手続きをしてください。

必需品……………指定の診断書（6か月以内のもの）・写真（横3cm・縦4cm）1枚
・現在お持ちの身体障害者手帳

③ 紛失・破損による再交付

手帳を紛失または破損したときは再交付の手続きをしてください。

必需品……………写真（横3cm・縦4cm）1枚 ・破損した手帳（破損した場合）

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必需品……………現在お持ちの手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合または障がい軽減・除去し、法に定める障がいに該当しなくなったときは手帳を返還してください。

必需品……………現在お持ちの手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

2. 療育手帳

(窓口) 障がい福祉課

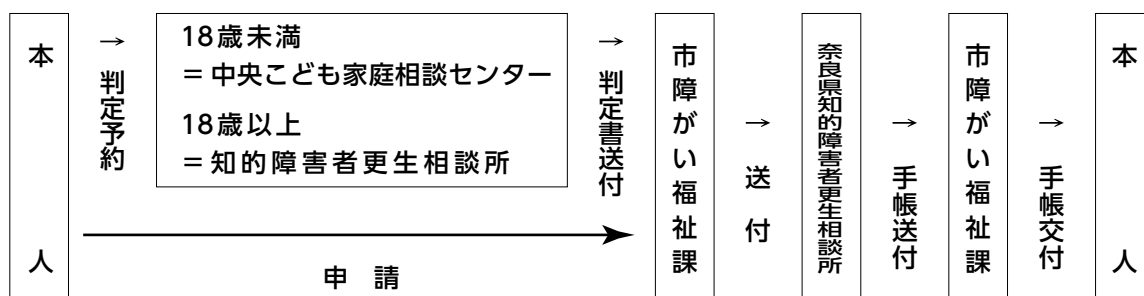
知的障がいの方が様々な援助を受けるためには、まず療育手帳の交付を受けることが必要です。

障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。なお、平成22年5月31日以前に発行された手帳は引き続き有効です。平成22年6月1日以降に判定がない場合は、A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分されています。

判定は、18歳未満の方は中央こども家庭相談センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所で行われます。また、判定は予約制になっています。

申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

〔交付申請の流れ〕



① 新規交付

◇18歳未満の方……奈良県中央こども家庭相談センターに予約を取り、自ら判定を受けていただいたうえ、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

◇18歳以上の方……まず障がい福祉課で面談を行ってから、知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。その後、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

必要品……・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可

② 更新手続

手帳交付の際に次回の判定時期が記載されていますので、その時期がきましたら、18歳未満は中央こども家庭相談センター、18歳以上は知的障害者更生相談所に各自予約をとり、手帳を持参のうえ判定を受けてください。

③ 再交付

手帳を紛失や破損、または障害程度に変更があったときは再交付の手続をしてください。

必要品……・破損した手帳（破損の場合）
・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必要品……・手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡・県外へ転出・必要でなくなった場合は手帳を返還してください。

必要品……………・手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

3. 精神障害者保健福祉手帳

(窓口) 障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳の対象者は、一定の精神障がいの状態のために、日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

障がいの等級は、その程度によって1級から3級に区分されます。

手帳の有効期間は2年間で、更新される場合は有効期限の3か月前から3か月後まで更新手続きを行うことができます。

○手帳の交付申請

次のものをそろえて、障がい福祉課へ提出してください。

- ・ 所定の申請書（障がい福祉課にあります）
- ・ 指定の診断書（受理日の3か月以内に作成されたものであり、初診から6か月以上経過した時点のもの）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

○精神障がいを事由とした障害年金を受けている方へ

上記の方法以外に、次のものでも手帳の交付申請が可能です。

- ・ 所定の申請書（障がい福祉課にあります）
- ・ 障害年金証書の写し（年金裁定通知書と一体になっている証書はその部分を含む）
- ・ 直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
- ・ 年金照会についての同意書（障がい福祉課にあります）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

※平成18年10月1日から、特別障害給付金を受けている方も同様に①受給資格者証の写し②国庫金送金通知書③照会についての同意書を申請書に添付することで手続きができるようになりました。

※写真の貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、サービスに差異が出る場合があります。

③ 児童福祉法の通所給付（サービス）のご案内

1. 通所給付（サービス）利用までの流れ

（窓口）障がい福祉課

サービス利用までの流れとその概要		
	流れ	概要
1	相談	障害児通所給付(サービス)の利用を希望されている児童の保護者は、生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2	申請	利用したいサービスについて市障がい福祉課窓口に申請をします。
3	児童支援利用計画案の作成依頼	指定障害児相談支援事業者と契約し、児童支援利用計画案の作成を依頼します。
4	サービス利用意向聞き取り	指定障害児相談支援事業者が申請者等から、希望するサービス等の内容を聞き取ります。
5	児童支援利用計画案の作成・提出	指定障害児相談支援事業者が聞き取った内容等をもとに、児童支援利用計画案を作成し、市へ提出します。
6	支給決定 児童支援利用計画の作成	市が、介護や居住の状況、サービスの利用意向、児童支援利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定障害児相談支援事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、児童支援利用計画を作成します。
7	事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
8	サービス利用開始	申請者がサービスを利用する事業者と契約し、児童支援利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料（原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります）を支払います。

◎児童支援利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

2. 通所給付（サービス）の種類

サービス類型	サービス名称	サービス内容	支給条件
通所・訪問系サービス	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	区分不要
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学児に、児童発達支援および治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器装着や重い疾病のため、児童通所サービスを受けるために外出できない児童に、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な訓練などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等に通う児童に、他児との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	

県内の指定障害児通所支援事業者は奈良県ホームページをご覧ください。

3. 通所支援の利用者負担額

障害福祉サービスの利用者負担額（P14「12サービス利用開始」）に同じです。

なお、令和元年10月1日から、3歳から5歳（クラス年齢で決まります）までの通所支援にかかる利用者負担が無償化されています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

4 障害者総合支援法のご案内

1. 障害者総合支援法の概要

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等^{*}により、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。
- (2) 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- (3) サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させます。
- (4) 就労支援を抜本的に強化します。
- (5) 支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

※令和3年11月1日から対象となる疾患が、361から366へ拡大されました。(詳細はP18～P19)

2. サービスのしくみ

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

- ・自立支援給付は個々の障がいのある人々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」があります。
「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。
- ・地域生活支援事業は市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援、安心生活支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

自立支援給付

〈障害福祉サービス〉

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

〈自立支援医療〉

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療
- ※実施主体は都道府県など

〈地域相談支援給付〉

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

〈計画相談支援給付〉

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

〈補装具〉

児童福祉法

障害児通所給付

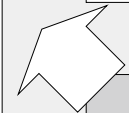
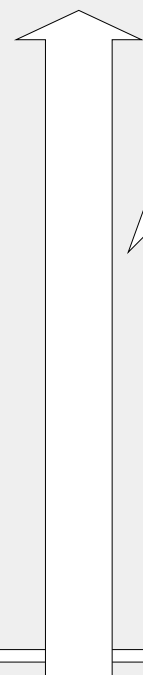
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障害児入所給付

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児相談支援給付

障がい者・児



地域生活支援事業

- ・障がい者等の理解を深めるための研修・啓発
- ・相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- ・意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者などの派遣・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業）
- ・福祉ホーム
- ・日常生活用具の給付または貸与
- ・成年後見制度利用の支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進など）
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴サービス
- ・安心生活支援事業（一人暮らし体験・安心生活相談・緊急時受け入れ）
- ・その他の日常生活または社会生活支援

支援

都道府県

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 など

3. 障害福祉サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れとその概要	
流れ	概要
1 相談	障害福祉サービスを希望される方は、市障がい福祉課窓口や生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2 申請	利用したいサービスについて、障がい福祉課窓口申請をします。ただし、障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市町村に申請します。
3 サービス等利用計画案の作成依頼	指定特定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。
4 障害支援区分の認定調査	認定調査員が、心身の状況に関する80項目の基本調査と概況の調査などを行います。(介護給付、新規の訓練等給付および地域相談支援給付)
5 一次判定	市が80項目の基本調査および医師意見書をもとに、コンピュータによる一次判定を行います。(18歳以上の介護給付)
6 二次判定(審査会)	一次判定結果や医師意見書と概況の調査をもとに、審査会で障害支援区分の二次判定を行います。(18歳以上の介護給付)
7 障害支援区分認定	市が申請者に障害支援区分の認定結果をお知らせします。(区分認定結果には非該当、区分1～6があります)
8 サービス利用意向聞き取り	指定特定相談支援事業者が申請者等から、希望するサービス等の内容を聞き取ります。
9 サービス等利用計画案の作成・提出	指定特定相談支援事業者が聞き取った内容等をもとに、サービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。
10 支給決定 サービス等利用計画の作成	市が障害支援区分、介護や居住の状況、サービスの利用意向、サービス等利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定特定相談事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、サービス等利用計画を作成します。
11 事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
12 サービス利用開始	サービス等利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料(原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります)を支払います。

◎サービス等利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

4. 障害福祉サービスの種類

類型	名称	内容	支給条件	
介護 給付	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、食事の介護や家事の援助などを行います。	区分1以上
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者で常に介護を必要とする人にホームヘルパーが訪問し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上 (注1)
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人が外出するときに、ガイドヘルパーが同行し、必要な支援を行います。	(注1)
		行動援護	自己判断能力が制限されている知的・精神障がい者が行動するときに、ガイドヘルパーが同行し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上 (注1)
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	区分6 (注1)
介護 給付	通所・短期入所系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	区分5以上 (注1)
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (注1)
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上
訓練等 給付	通所・短期入所系サービス	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分不要
		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
		就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
		就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般企業に新たに雇用された人に、就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	
		自立生活援助	施設等を退所した独居などの人に、訪問等で、必要な情報の提供および助言や相談、関係機関との連絡調整などの自立した日常生活を営むための環境整備に必要な助言を行います。	
介護 給付 給付 訓練等 給付	居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分4以上 (注1)
		共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	区分不要 (注2)
	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等または精神科病院に入所・入院している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。	区分不要
		地域定着支援	居宅において单身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	

(注1) 障害支援区分以外に一次判定調査項目等、他の条件があります。

(注2) 個別に介護を必要とする場合等は区分が必要です。

5. 自立支援医療（更生医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体障害者手帳を持っている18歳以上の障がい者を対象とし、その日常生活能力や社会生活能力、職業能力を回復、向上、獲得することを目的に行われる医療です。（疾病、事故、災害などによる身体的損傷に対して行われる一般医療とは一線を画しています）

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。
- ・1か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額となります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品

- ・申請書（障がい福祉課にあります）
- ・指定の意見書（障がい福祉課にあります）
- ・健康保険証
（国保・後期高齢の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の方は、対象者と被保険者分）

6. 自立支援医療（育成医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体に障がいのある18歳未満の児童を対象とし、これを放置すると一定の障がいを残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を公費負担する制度です。

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。

- ・ 1 か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額になります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・ 入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品

- ・ 申請書（障がい福祉課にあります）
- ・ 指定の意見書（障がい福祉課にあります）
- ・ 健康保険証
（国保の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の場合は、対象者と被保険者分）

7. 指定事業者・施設

市障がい福祉課にお問い合わせいただくほかに、インターネットで情報をご覧いただくこともできます。

「奈良県障害者福祉のご案内」ホームページ	http://www.pref.nara.jp/11597.htm
独立行政法人福祉医療機構ホームページ (WAMNET)	https://www.wam.go.jp/

8. 各種情報

インターネットで各種の情報をご覧いただくことができます。

厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/
奈良県ホームページ	http://www.pref.nara.jp/

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

●新たに対象となる疾病（6疾病） ○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病） 注）疾病名の表記が変更になる可能性があります。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	119	コステロ症候群
2	アイザックス症候群	61	環状20番染色体症候群	120	骨形成不全症
3	I g A腎症	62	関節リウマチ	121	骨髄異形成症候群 ○
4	I g G 4 関連疾患	63	完全大血管転位症	122	骨髄線維症 ○
5	亜急性硬化性全脳炎	64	眼皮膚白皮症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
6	アジソン病	65	偽性副甲状腺機能低下症	124	5p欠失症候群
7	アッシャー症候群	66	ギャロウェイ・モワト症候群	125	コフィン・シリズ症候群
8	アトピー性脊髄炎	67	急性壊死性脳症 ○	126	コフィン・ローリー症候群
9	アペール症候群	68	急性網膜壊死 ○	127	混合性結合組織病
10	アミロイドーシス	69	球脊髄性筋萎縮症	128	鯉耳腎症候群
11	アラジール症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	129	再生不良性貧血
12	アルポート症候群	71	強直性脊椎炎	130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
13	アレキサンダー病	72	巨細胞性動脈炎	131	再発性多発軟骨炎
14	アンジェルマン症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	132	左心低形成症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	133	サルコイドーシス
16	イソ吉草酸血症	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	134	三尖弁閉鎖症
17	一次性ネフローゼ症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	135	三頭酵素欠損症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	77	筋萎縮性側索硬化症	136	CFC症候群
19	1 p 36欠失症候群	78	筋型糖原病	137	シェーグレン症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	79	筋ジストロフィー	138	色素性乾皮症
21	遺伝性ジストニア	80	クッシング病	139	自己貪食空胞性ミオパチー
22	遺伝性周期性四肢麻痺	81	クリオピリン関連周期熱症候群	140	自己免疫性肝炎
23	遺伝性膵炎	82	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症※ ●
24	遺伝性鉄芽球性貧血	83	クルーゾン症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
25	ウィーバー症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症	143	四肢形成不全 ○
26	ウィリアムズ症候群	85	グルタル酸血症1型	144	シトステロール血症
27	ウィルソン病	86	グルタル酸血症2型	145	シトリン欠損症
28	ウエスト症候群	87	クロウ・深瀬症候群	146	紫斑病性腎炎
29	ウェルナー症候群	88	クローン病	147	脂肪萎縮症
30	ウォルフラム症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	148	若年性特発性関節炎
31	ウルリッヒ病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	149	若年性肺気腫
32	HTLV-1 関連脊髄症	91	結節性硬化症	150	シャルコー・マリー・トゥース病
33	ATR-X症候群	92	結節性多発動脈炎	151	重症筋無力症
34	ADH分泌異常症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	152	修正大血管転位症
35	エーラス・ダンロス症候群	94	限局性皮膚異形成	153	ジュベール症候群関連疾患
36	エプスタイン症候群	95	原発性局所多汗症 ○	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
37	エプスタイン病	96	原発性硬化性胆管炎	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
38	エマヌエル症候群	97	原発性高脂血症	156	神経細胞移動異常症
39	遠位型ミオパチー	98	原発性側索硬化症	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
40	円錐角膜 ○	99	原発性胆汁性胆管炎	158	神経線維腫症
41	黄色靨帯骨化症	100	原発性免疫不全症候群	159	神経フェリチン症
42	黄斑ジストロフィー	101	顕微鏡的大腸炎 ○	160	神経有棘赤血球症
43	大田原症候群	102	顕微鏡的多発血管炎	161	進行性核上性麻痺
44	オクシピタル・ホーン症候群	103	高I g D症候群	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ●
45	オスラー病	104	好酸球性消化管疾患	163	進行性骨化性線維異形成症
46	カーニー複合	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	164	進行性多巣性白質脳症
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	106	好酸球性副鼻腔炎	165	進行性白質脳症
48	潰瘍性大腸炎	107	抗糸球体基底膜腎炎	166	進行性ミオクロームステんかん
49	下垂体前葉機能低下症	108	後縦靭帯骨化症	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
50	家族性地中海熱	109	甲状腺ホルモン不応症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
51	家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体) ●	110	拘束型心筋症	169	スタージ・ウェーバー症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	111	高チロシン血症1型	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
53	カナバン病	112	高チロシン血症2型	171	スミス・マガニス症候群
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	113	高チロシン血症3型	172	スモン ○
55	歌舞伎症候群	114	後天性赤芽球癆	173	脆弱X症候群
56	ガラクトース-1-リン酸ウルリツトランスフェラーゼ欠損症	115	広範脊柱管狭窄症	174	脆弱X症候群関連疾患
57	カルニチン回路異常症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	175	成人スチル病
58	加齢黄斑変性 ○	117	抗リン脂質抗体症候群	176	成長ホルモン分泌亢進症
59	肝型糖原病	118	コケイン症候群	177	脊髄空洞症

※ 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

番号	疾 病 名	番号	疾 病 名	番号	疾 病 名
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	241	特発性血小板減少性紫斑病	304	ブラダー・ウィリ症候群
179	脊髄髄膜瘤	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	305	プリオン病
180	脊髄性筋萎縮症	243	特発性後天性全身性無汗症	306	プロピオン酸血症
181	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	244	特発性大腿骨頭壊死症	307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
182	前眼部形成異常	245	特発性多中心性キャスルマン病	308	閉塞性細気管支炎
183	全身性エリテマトーデス	246	特発性門脈圧亢進症	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
184	全身性強皮症	247	特発性両側性感音難聴	310	ベーチェット病
185	先天異常症候群	248	突発性難聴	○ 311	ベスレムミオパチー
186	先天性横隔膜ヘルニア	249	ドラベ症候群	312	ヘパリン起因性血小板減少症
187	先天性核上性球麻痺	250	中條・西村症候群	313	ヘモクロマトーシス
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	251	那須・ハコラ病	314	ペリー症候群
189	先天性魚鱗癬	252	軟骨無形成症	315	ペルーシド角膜辺縁変性症
190	先天性筋無力症候群	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
191	先天性グリコシルホスファチジルイノitol(RP1)欠損症	254	22q11.2欠失症候群	317	片側巨脳症
192	先天性三尖弁狭窄症	255	乳幼児肝巨大血管腫	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
193	先天性腎性尿崩症	256	尿素サイクル異常症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
194	先天性赤血球形成異常性貧血	257	ヌーナン症候群	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
195	先天性僧帽弁狭窄症	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	321	ホモシチン尿症
196	先天性大脳白質形成不全症	259	ネフロン癆	● 322	ボルフィリン症
197	先天性肺静脈狭窄症	260	脳クレアチン欠乏症候群	● 323	マリネスコ・シェーグレン症候群
198	先天性風疹症候群	○ 261	脳腱黄色腫症	324	マルファン症候群
199	先天性副腎低形成症	262	脳表ヘモジデリン沈着症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	263	膿疱性乾癬	326	慢性血栓性肺高血圧症
201	先天性ミオパチー	264	嚢胞性線維症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
202	先天性無痛無汗症	265	パーキンソン病	328	慢性膵炎
203	先天性葉酸吸収不全	266	バージャー病	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
204	前頭側頭葉変性症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	330	ミオクロニー欠伸てんかん
205	早期ミオクロニー脳症	268	肺動脈性肺高血圧症	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
206	総動脈幹遺残症	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	332	ミトコンドリア病
207	総排泄腔遺残	270	肺胞低換気症候群	333	無虹彩症
208	総排泄腔外反症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	334	無脾症候群
209	ソトス症候群	272	バッド・キアリ症候群	335	無βリポタンパク血症
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	273	ハンチントン病	336	メープルシロップ尿症
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	274	汎発性特発性骨増殖症	○ 337	メチルグルタコン酸尿症
212	大脳皮質基底核変性症	275	P CDH19関連症候群	338	メチルマロン酸血症
213	大理石骨病	276	非ケトーシス型高グリシン血症	339	メビウス症候群
214	ダウン症候群	○ 277	肥厚性皮膚骨膜炎	340	メンケス病
215	高安動脈炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	341	網膜色素変性症
216	多系統萎縮症	279	皮下硬塞と白質腫を伴う常染色体優性脳動脈症	342	もやもや病
217	タナトフォリック骨異形成症	280	肥大型心筋症	343	モワット・ウイルソン症候群
218	多発血管炎性肉芽腫症	281	左肺動脈右肺動脈起始症	344	薬剤性過敏症候群
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	345	ヤング・シンプソン症候群
220	多発性軟骨性外骨腫症	○ 283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
221	多発性嚢胞腎	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
222	多脾症候群	285	非典型溶血性尿毒症候群	348	4p欠失症候群
223	タンジール病	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	349	ライソゾーム病
224	単心室症	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	350	ラasmussen脳炎
225	弾性線維性仮性黄色腫	288	びまん性汎細気管支炎	○ 351	ランゲルハンス細胞組織球症
226	短腸症候群	○ 289	肥満低換気症候群	○ 352	ランドウ・クレフナー症候群
227	胆道閉鎖症	290	表皮水疱症	353	リジン尿性蛋白不耐症
228	遅発性内リンパ水腫	291	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
229	チャージ症候群	292	VATER症候群	355	両大血管右室起始症
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	293	ファイファー症候群	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
231	中毒性表皮壊死症	294	ファロー四徴症	357	リンパ脈管筋腫症
232	腸管神経節細胞減少症	295	ファンconi貧血	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
233	TSH分泌亢進症	296	封入体筋炎	359	ルピンシュタイン・テイビ症候群
234	TNF受容体関連周期性症候群	297	フェニルケトン尿症	360	レーベル遺伝性視神経症
235	低ホスファターゼ症	298	フォンタン術後症候群	○ 361	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
236	天疱瘡	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	300	副甲状腺機能低下症	363	レット症候群
238	特発性拡張型心筋症	301	副腎白質ジストロフィー	364	レノックス・ガストー症候群
239	特発性間質性肺炎	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	365	ロスモンド・トムソン症候群
240	特発性基底核石灰化症	303	ブラウ症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

5 日常生活の支援

1. 補装具費の支給

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳所持者の日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や修理・借受けにかかる費用を助成します。

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P18、P19)

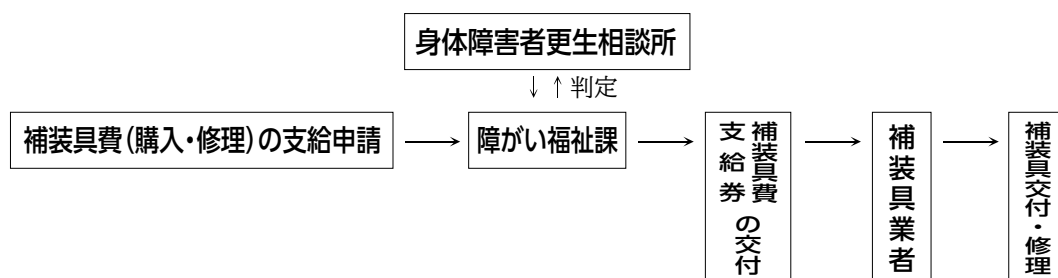
※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

※厚生年金保険法、労働者災害補償法等により交付される場合は除きます。

[交付・修理申請の流れ]



対象	補装具の種類
視覚障がい者(児)	盲人安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障がい者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車いす※、歩行補助つえ※(一本つえを除く)、歩行器※、 電動車いす※、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 (以下児童のみ) 排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

※は介護保険制度からの給付(貸与)が原則優先されます。

2. 日常生活用具の給付

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、在宅の主に重度障がい者(児)に対し、日常生活がより円滑に行われるため、障がいの種類・程度・必要性に応じて各種用具を給付します。(修理はできません)

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P18、P19)

※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより、対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台※ <input type="checkbox"/> (訓練用ベッド)	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	154,000	8年
	特殊マット※ <input type="checkbox"/>	(1) 3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上 (2) 18歳以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者 (3) 3歳以上の重度知的障がい者(児)	19,600	5年
	特殊尿器	学齡児以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者	67,000	
	入浴担架	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上で入浴に当たって家族等の介助を要する者	82,400	
	体位変換器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上で下着の交換に当たって家族等の介助を要する者	15,000	4年
	移動用リフト※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上	159,000	
	訓練いす	3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上	33,100	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がいで、入浴に当たって家族等の介助を要する者	90,000	8年
	便器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	4,450	
	頭部保護帽	肢体不自由者(児)または重度知的障がい者(児)でてんかんの発作等により、頻繁に転倒する者	12,160	3年
	つえ(T字状・棒状)	下肢または体幹機能障がい者(児)	3,000	
	移動・移乗支援用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の平衡機能または下肢若しくは体幹障がいで、家庭内の移動等に当たって家族等の介助を要する者	60,000	8年
	特殊便器	(1) 学齡児以上の上肢障がい2級以上 (2) 重度の知的障がい者(児)で排便後の処理が困難な者	151,200	
	火災警報器	視覚障がい者(児)2級以上または聴覚障がい者(児)2級(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	15,500	
	自動消火器	身体障がい者2級以上または重度の知的障がい者(児)(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	28,700	6年
	電磁調理器	18歳以上の視覚障がい2級以上または重度知的障がい者で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	41,000	
聴覚障がい者屋内信号装置	18歳以上の聴覚障がい2級で、聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	87,400	6年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障がい3級以上で腹膜透析による透析療法を行う者	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	学齡児以上の呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者	36,000	
	電気式たん吸引器		56,400	
	酸素ボンベ運搬車	18歳以上の呼吸器機能障がい1級および3級で、医療保険における在宅酸素療法の対象者	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい者等であって、呼吸管理上必要と認められる者	157,500	5年

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用体温計（音声式）	学齢児以上の視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	9,000	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	18,000	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上の肢体不自由者（児）または音声言語機能障がい者であって、発声発語に著しい障がいをもつ者	98,800	5年
	情報・通信支援用具（※1）	視覚障がい2級以上または上肢不自由2級以上	100,000	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上	383,500	6年
	点字器	視覚障がい者（児）	別途定めによる	標準型7年 携帯用5年
	点字タイプライター	学齢児以上の視覚障がい2級以上で就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者	63,100	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上の者	198,000	8年
	視覚障がい者用時計	18歳以上の視覚障がい2級以上	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
	聴覚障がい者用通信装置	学齢児以上の聴覚障がい者または発声発語に著しい障がいをもつ者であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 ※本体のみの給付とし、アンテナ・光警報器は含まない	75,000	6年
	人工喉頭	音声・言語機能障がい者で喉頭摘出者 （ただし、埋込型については常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る）	笛式5,150 電動式72,203 埋め込み型47,520	笛式4年 電動式5年 （※2）
	点字図書	学齢児以上の主に情報入手を点字による視覚障がい者（給付対象者1人につき、年間6タイトルまたは24巻を限度とする。但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）	別途定めによる	—
	人工内耳用体外装置（電池は助成外）	人工内耳を装着している聴覚障害者で、生駒市に1年以上居住している者。また、装着から5年以上経過している者	200,000	5年
排泄管理支援用具	ストマ装具（消化器系）	直腸機能障がい者（児）	17,716	（※2）
	ストマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障がい者（児）	23,278	
	紙おむつ	3歳以上の二分脊椎による直腸ぼうこう機能障がい者（児）または、脳原性運動機能障がい者（児）	24,000	
	洗腸装具	直腸機能障がい者（児）		
	収尿器	肢体不自由者（児）	別途定めによる	

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
住宅改修費	居宅生活動作補助用具※ <u>㊦</u>	学齡児以上の下肢、体幹または移動機能障がい3級以上の者（特殊便器への取替をする場合は上肢2級以上の者）で下記工事を行う場合（着工前の申請に限る） (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止等のための床材の変更 (4) 引き戸への扉の取り替え (5) 洋式便器への便器の取り替え (6) その他前5号に付帯して必要となる改修	200,000	— 給付は1回のみ

※1 障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトなどをいう。

※2 給付は、2か月単位を基本とし、1回の申請で最大6か月分の申請ができる。

（注）耐用年数は前回の支給年月日からの計算になり、耐用年数の経過時点から給付可能。

（注）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。

※㊦は、介護保険制度からの給付（貸与）が原則優先されます。

3. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（窓口）障がい福祉課

小児慢性特定疾病児童等に、一定の要件のもと、日常生活で必要となる生活用具を給付します。

用具の種類： 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）・人工鼻

自己負担： 利用者世帯の収入により負担額が異なります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

4. 難聴児補聴器購入費の助成（窓口）障がい福祉課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

原則、基準額の範囲内で費用の3分の2が公費負担となり、3分の1が自己負担（基準額を超えた超過分は全額自己負担）となりますが、世帯の課税状況などにより助成対象外となることがあります。必ず事前に相談のうえ申請をしてください。

5. 車いすの貸出し（窓口）福祉政策課

車いすの貸出しを希望される市民の方にお貸しします。（貸出期間2週間以内。要予約）

また、福祉センター（TEL 0743-73-0700、FAX 0743-73-0294）、社会福祉協議会（TEL 0743-75-0234、FAX 0743-73-0533）においても車いすの貸出しを行っています。ただし、介護保険で車いすの貸与ができる方を除きます。

6. 補聴器の貸出し（窓口）福祉政策課（65才以上） （窓口）障がい福祉課（65才未満）

補聴器（箱型）の貸出しを希望される市民の方に必要に応じてお貸しします（貸出期間2週間以内）。なお、台数には限りがあり、予約が必要です。

必要品……………・申請者の本人確認書類

7. 災害時のストーマ装具保管

(窓口) 障がい福祉課

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している方）が、災害時に応急的に使用するためのストーマ装具を市役所内に保管します。災害時には障がい福祉担当職員が避難所へ届けます。

対象者 : 市内に住むオストメイトで、保管を希望する人

保管物 : 個人が使用するストーマ装具で1週間分

保管期間 : 1年間

◇保管の更新の通知はしません。

◇装具の使用期限及び預け入れの継続の意思確認のため1年ごとに更新（装具の入替え）

◇保管期間を過ぎた装具は処分しますのでご承知おきください。

預入方法 : ご自身が使用している装具を障がい福祉課へ持参し、申請書に氏名等の必要事項を記入して装具を預けてください。

災害時の対応避難所で待機する市職員に装具の輸送を依頼してください。

8. 福祉向け住宅への入居

(窓口) 奈良県営住宅管理事務所総務入居課入居係

TEL 0743-51-2615

FAX 0743-53-1196

身体障がい者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っています。

対象者 : ・身体障害者手帳4級以上で主として生計を維持している者
・身体障害者手帳2級以上の者・精神障害者保健福祉手帳の所持者・療育手帳の所持者、またはこの者と現に同居し、若しくは同居しようとする者

募集時期 : 5月・8月・11月・2月の年4回

入居資格 : 所得制限などがあります。

9. 緊急通報システム

(窓口) 福祉政策課

自宅の既存の電話回線に緊急通報装置を取り付ける（貸与）ことにより、在宅中の利用者に緊急事態が発生した時に、地域の協力員（家族以外で2名必要です）の支援や救急車の出動を要請するなど迅速な対応を行います。

対象者 : 緊急性の高い疾患を持っている身体障がい者で独居の者または身体障がい者のみの世帯（世帯員全てが緊急性の高い疾患を持っている）

費用 : 500円/月（生活保護世帯は無料。6か月分前払い）

10. 緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

(窓口) 障がい福祉課
福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やNET119等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。

また、消防署に通報が必要ない緊急時（急病やケガで自己にて通院、事故等で警察の手続き、親族のお通夜等の参列など）にもメールでの派遣依頼が可能です。

11. F A X 119・N E T 119

(窓口) 障がい福祉課

電話での救急車・消防車の119番通報をすることが困難な方が事前に登録し、火災や急病などの緊急通報をF A X・携帯電話やスマートフォンのインターネット接続サービスで行うものです。

通報時に手話通訳者の派遣を24時間要請することが可能です。

対象者 : 聴覚、音声・言語機能に障がいをお持ちの方

申請場所 : 障がい福祉課

12. 災害時における緊急情報F A X (生駒市緊急情報配信サービス)

(窓口) 防災安全課

災害時に生駒市からお知らせしている緊急情報(避難情報、地震情報、その他災害情報)を、ご自宅のF A Xにお届けします。

※ご自宅の地域に関係なく、市域全体の情報が配信されますので、配信された内容をよくご確認ください。

対象者 : 市内にお住いの方

申請場所 : 防災安全課

13. まごころ収集(ごみ収集サービス)

(窓口) 環境保全課

ごみ出しが困難な障がいのある方の支援として、自宅の玄関先までごみの収集に伺い、一声かけて安否の確認をするサービスです。

対象者 : 次のいずれにも当てはまる方

- ・身体障がい者(難病患者を含む)、知的障がい者、精神障がい者の各種福祉サービスを受けている人で、ホームヘルプサービスを受けている方
- ・本人、親族または近隣者が所定のごみ集積所にごみを持ち出すことが困難な世帯

内容 : 燃えるごみ、資源ごみ(プラスチック製容器包装・びん・缶・ペットボトル・われもの)、有害ごみ、大型ごみ、燃えないごみの収集を週1回(月曜から土曜日)、玄関先まで収集に伺います(屋内には立ち入りません)。また、希望者には収集時に一声かけて安否確認をします。

14. 認可保育所等における保育料の軽減、副食費の免除 (窓口) 幼保こども園課

同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児(者)がいる場合は保育料と副食費が減免されます。

【保育料】

- ① 市民税所得割額に関わらず保育料が減額となります。
- ② 保育料の階層がC 1 からC 7の一部(世帯の市民税所得割合計額が77,101円未満)までの世帯は、第2子以降の保育料が無料となります。

【副食費】

世帯の市民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は、給食費のうち副食費が免除されます。

申請方法 : 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を保育園もしくは幼保こども園課まで提出

15. 公立幼稚園・こども園における預かり保育の利用料の免除 (窓口) 幼保こども園課

同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児(者)がいる場合は預かり保育の利用料が免除されます。

申請方法 : 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を幼稚園・こども園もしくは幼保こども園課まで提出

16. 高齢者インフルエンザ予防接種 (窓口) 健康課

10月1日から開始する高齢者インフルエンザ予防接種を自己負担金2,000円(予定)でできます。

対象者 : 接種日に60歳以上65歳未満で

- ①心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをする人
- ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする人

申請方法 : 10/1~12/31の間の開庁日に健康課窓口にて下記のどちらかを持参し、予防接種を受ける前に申請してください。

- ・医師の意見書(様式は健康課にあります)
- ・身体障害者手帳(1級)

※上記対象者に該当する人、65歳以上の人で、生活保護世帯の人は、予防接種を受ける前に申請する事で、自己負担金が免除となります。詳しくは、健康課へお問い合わせください。

17. ヘルプマーク・ヘルプカード・ケースの配布 (窓口) 障がい福祉課

外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方などにヘルプマーク・ヘルプカード・ケースを配付しています。困っていることを周りにうまく伝えられない場合や、緊急時に周囲の助けをもとめやすくする手段として活用されています。

配布場所： 障がい福祉課、生駒市社会福祉協議会、生駒市福祉センター、生駒市権利擁護支援センター、生活支援センターかぎぐるま、生活支援センターあけび、生活支援センターコスモールいこま、生活支援センターあすなる

配布方法： 直接、各窓口で配布（数に限りがあります）

ヘルプマーク…緊急連絡先や名前などを書いたシールを貼り付け、鞆などにぶら下げて使われます。大きさは、縦8.5cm×横5.3cmです。奈良県が作成しています。

ヘルプカード…緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できる2つ折りのカードです。奈良県が作成しています。大きさは、見開き縦5.4cm×横18cmです。

ケース……………ケースの中に氏名・住所のほか、緊急連絡先や手伝ってほしいこと・知っておいてほしいことなどを記載したヘルプカードを入れ、鞆などにぶら下げて使われます。大きさは、縦16cm×横9cmです。このケースは生駒市オリジナルのもので、生駒ロータリークラブより贈呈されました。

18. 電話リレーサービス

(窓口) 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス (<http://nftrs.or.jp>)

TEL 03-6275-0910

FAX 03-6275-0913

聴覚障がい者、難聴者、発話困難者といった「聞こえない人」と「聞こえる人」との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」で通訳することで即時双方向につながる事が出来るサービスです。24時間365日対応、警察、消防などへの緊急通報も可能です。